

ニューヨークテロ 災害に想う



消防庁審議官 東尾 正

21世紀の幕開けとなった2001年も残念ながら平穏な年にはならず、9月1日に44人の死者を出した新宿歌舞伎町ビル火災や3月24日の芸予地震など災害の多い年となった。しかしながらこの中にあって、世界的レベルでのマグニチュードとして、9月11日ニューヨークワールドトレードセンターなどへの同時多発テロ災害は、一生忘れられない惨事として脳裏に焼きつくことになった。これまで世界の消防の歴史の中でも、一つの災害で消防士300名以上が一挙に死亡又は行方不明となったことはおそろくなかったであろう。また、これらを含む犠牲者は4,000名以上にのぼる訳であるが、あの阪神・淡路大震災の犠牲者が全部で約6,400人であったことと比較すると、今回テロ災害の被害がいかに甚大であったか痛感される。この大事件に対応して、我が国でも政府全体として「緊急テロ対策本部」を立ち上げる一方、消防庁でも11月の補正予算において地方公共団体向けテロ対策資機材などで17億円を措置するなど、慌ただしく対応にあたっているところであるが、ここではテロ対策とは別に今回の災害が問いかけた意外な盲点について考えてみたい。

第一は、危機管理における都市構造、国土構造の重要性と言うことである。ワールドトレードセンターは、ニューヨークマンハッタン島の南端に立地しており、前面は海である。また、同ビルからウォール街のニューヨーク証券取引所までわずか約500メートルの指呼の間にある。「ウォール」とは文字の通り「壁」の意味であり、かつてこの地に上陸したオランダ人がインディアン防御のため水際に築いていた砦（壁）からこの名がつけられたといわれている。まさに世界経済金融の中心が島の端にあるのである。これを人間の体に例えれば、心臓が指の先にあるようなものである。外敵に襲われた経験がなく、地震も少ないアメリカの諸都市は、一般に「災害はない。」という前提で形成されており、今回のような予期せぬ重大テロでその弱点が、はからずも露呈したものと見えよう。我が国でも首都直下型地震を想定して、官邸などのバックアップ機能の分散強化が図られているが、まさに他山の石とすべきケースとなってしまった。

第二に、防災関係者の即応能力ということについてである。この事件では、8時45分に一機目の飛行機がビルの北棟に衝突、続いて9時3分二機目が南棟に激突したが、ビルが完全に倒壊するまでに南棟で1時間2分、北棟に至っては1時間43分を経過している。この間、テレビを見ている限り、またその後の報道においても、ビルが崩落するのではないか、とする当局又は専門家からの即時のコメントは全くなかった。今になって、「もともと崩落する構造だった。」「日本のビルは耐震設計になっているので大丈夫だろう。」などという、専門家(?)の評論がみられるが、真の危機管理とは、目前の状況を的確に把握・分析し、関係者に適切な行動を促すことにあると考えられる。多くの建築専門家などが注視するなかで、「崩落の危険性がある。」という見解がこの一時間という、ある意味で相当なタイムスパン内にどうして出なかったのか、不思議でならない。

消防庁ではこのことを教訓として、高層ビルに同じようなテロ災害などが生じた場合、どのように消防活動の安全を確保すべきか、急遽、懇談会を設けることとした。

いずれにしても、世界一の危機管理体制を誇ると言われたアメリカにおける今回のテロ災害については、防災に携わる我々としてもいろいろ考えさせられることの多い悲劇であったことは確かである。

特集 1

平成13年度第1次補正予算(消防庁関係)の概要

総務課

平成13年度第1次補正予算は11月9日に閣議決定され、16日の参議院本会議で可決成立しました。

今回の補正予算においては、歳出面で10月26日の経済対策閣僚会議において決定された「改革先行プログラム」を実施するための雇用対策費として5,501億円が計上され、そのうち消防防災支援要員の確保等のための緊急地域雇用特別交付金に3,500億円が計上されました。

このほか、緊急構造改革加速施策対策費として1,989億円、緊急テロ等対策費として499億円が計上され、こ

の結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成13年度当初予算に対し1兆610億円増加し83兆7,133億円となっています。

平成13年度消防関係補正予算額は、緊急テロ対策関係、電子政府の実現関係として18億50百万円を計上し、消防防災支援要員については緊急地域雇用特別交付金の中で対応することとされました。

その具体的な内容については次のとおりです。

1 緊急テロ対策関係 17億24百万円

(1) 生物剤・化学剤を使用した国内テロ災害に対応するために必要な消防活動用資機材の整備

..... 16億77百万円

生物剤・化学剤に対応するために必要な消防活動用資機材として、化学防護服、防毒マスク、携帯型生物兵器検出装置、化学剤検知器等の資機材を整備し、消防機関における対応力を強化するものです。

(2) 消防大学校における危機管理教育訓練の充実強化 47百万円

消防大学校における生物・化学テロに対応するための危機管理教育訓練を充実強化し、消防機関における対応力を強化するため、化学防護服等必要な資機材及び災害対策用の教材の整備を行うものです。



NBCテロを想定した訓練

2 電子政府の実現関係 1億26百万円

(1)災害情報の共有化・相互活用のためのシステムの整備 1億円

大規模災害時における広域応援活動の円滑な運用等を図るため、災害関連情報についての国、地方公共団体間の共有化を図り、関係住民を含めた相互活用が可能となるシステムを整備するものです。

(2)消防防災分野の申請・届出等の電子化に関するシステムの整備 26百万円

インターネット等を利用した手続きのオンライン化を図ることとしている消防防災分野の申請・届出等のうち、自主表示対象機械器具等の届出や危険物保安監督者の選任等の手続について、具体的な実現方策の検討を行うものです。

3 消防防災支援要員の確保関係

消防防災支援要員については、補正予算の緊急地域雇用特別交付金の推奨事業例に位置付けられており、具体的に想定される事業内容の例は以下のとおりです。

例1．小規模雑居ビル等防火対象物に対する違反是正指導等

小規模雑居ビル、建設業付属寄宿舍等防火対象物(産業廃棄物処理施設を含む。)に対する違反是正措置を徹底するため、消防機関による違反是正を支援する者として、違反是正に資する知識や経験を有する者(建築、消防設備、電気設備、防火、警備、訟務等)を確保するものです。

また、防火対象物の関係者に対し、点検報告制度の普及・啓発を行うとともに、適正な点検実施のアドバイス等を行うため、都道府県保守協会等に消防用設備等に知見を有する者を確保するものです。

さらに、これらの防火対象物の実態把握に資するよう、申請・届出等及び防火対象物台帳等の電子化を推進するものです。

例2．災害に強い自立した個人の育成推進

国民全体が最低限必要な防災知識・技能を取得するために地方公共団体が実施主体となり、地域住民が参加できる講座を実施するための講師の確保を図るものです。

例3．学校等における救急救命技術の普及

大規模災害発生時において人命救助を効果的に行うためには、発災直後に適切な応急対策を講じることが必要です。このため、「救急救命普及員」を育成し、この普及により教職員に対し救急救命技術に係る訓練を行うものです。

例4．コミュニティ防災マニュアル等作成

災害発生時に被害を最小限度にとどめるには、地域社会の危険場所などのいわゆるハザードマップを作成し、これをもとにコミュニティ単位で防災マニュアル等をつくり、住民との間で災害関連情報を共有しておくことが極めて重要であるため、コミュニティ防災マニュアル等の作成を支援するものです。

各地方公共団体は、このような事業例を参考とし、地域のニーズを踏まえ、独自に緊急地域雇用特別交付金に係る事業を企画することとなります。

特集 2

文化財防火デーの実施

予防課

毎年1月26日は、文化財防火デーです。

昭和24年1月26日、奈良県斑鳩町の法隆寺金堂から出火し、1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が焼損しました。その後も金閣寺等の貴重な文化財の火災が相次いだことから、昭和30年に消防庁と文化庁が共に提唱して、世界に誇れる日本の貴重な文化財を火災等の災害により失うことのないよう、法隆寺金堂が焼損したこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動が展開

されることになりました。

この運動を通じて、文化財を火災等の災害から守るとともに、文化財愛護思想の普及高揚を図ることとしました。以降この日を中心に全国的に文化財防火運動を展開し、今回で48回目となります。

今年度も、次に定める実施要項に基づき全国的な文化財防火運動を展開していく予定です。

第48回文化財防火デー実施要項

1. 趣旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日(昭和24年)に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るものである。

2. 主唱

消防庁・文化庁

3. 名称

第48回 文化財防火デー

文化財防火デー演習

平成13年1月26日

4. 期日

平成14年1月26日(土)

熊本城



5. 実施方針

- (1) 国及び地方公共団体は、国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- (2) 文化財は貴重な国民的財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- (3) 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化財愛護思想の普及と日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

6. 実施事項

- (1) 国(消防庁・文化庁)においては、次の事項を実施するものとする。
 - ア 国立博物館等における防災訓練等の実施及び火災・震災対策等の計画の作成
 - イ 広報活動
 - a 政府刊行物による広報
 - b 放送・新聞等による広報
- (2) 地方公共団体にあつては、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で、次の事項等を実施するものとする。
 - ア 防災訓練等の実施

- a 防災訓練(特に消防機関への円滑な通報体制の確立)
 - b 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
 - c 消防用設備等の定期点検の励行の指導
 - d 伝統的建造物群保存地区の住民及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導
 - イ 広報活動
 - a 文化財の防災に関する各種広報活動の実施(テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行)
 - b 防災訓練及び防災施設の見学会の実施
 - ウ その他
 - a 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施(消火の知識、技術の習得等)
 - b 学校、博物館等における適切な行事の実施(文化財講座、文化財愛護写真展等)
- (3) 文化財の所有者及び管理者は、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連絡の下で、次の事項を実施するものとする。
- ア 防災訓練の実施
 - a 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練の実施
消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。
この場合、指定文化財(美術工芸品・民俗文化財等)の搬出は、当該指定物件の性質を熟知の上、慎重に行い、物件によっては実物を避け、代替物件を用いて行うこと。
なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。
 - b 防災訓練後の点検、整備及び研究
消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるように努めること。
 - イ 防災対策の推進
 - a 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備
消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。
また、防災体制の整備については、特に自衛消防組織の充実強化が図られるよう努めること。
自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておくこと。
 - b 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善
 - c 巡視等の励行
 - d 通報、情報、警報連絡体制の確立
 - e 消防用設備等及び防災設備の点検・整備
消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検票及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。
 - f 消防用設備等の代替措置
震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。
 - g 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備
 - h 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理
 - i 避難路、避難場所の点検及び整備
 - j 市町村火災予防条例によるたき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行
 - k 文化財周辺環境の整理・整頓
 - l 消防機関による防火診断

我が国には、世界に類を見ない歴史的、芸術的価値が高い文化財が数多く残されています。これらの文化財は、永い歴史の中を先人の努力によって受け継がれ維持されてきたものであり、後世に伝えていくことは私たちの

責務であります。

そのためには、文化財関係者の努力だけでなく、国民一人ひとりが文化財を火災等の災害から守るための日常の心配りを積み重ねていく必要があります。